

瑞穂市自主防災組織 マニュアル

(令和7年度版)



かきいん



瑞穂市

瑞穂市自主防災組織マニュアル

目 次

第1 自主防災組織の育成と強化

自主防災組織のたちあげ

(1) 自主防災組織とは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(2) 組織の活動内容と役割・・・・・・・・	1
(3) 自主防災組織をたちあげるためには・・・・・・・・	1
(4) リーダーの育成・・・・・・・・	2
(5) 自主防災組織の「規約」とは・・・・・・・・	2
(6) 自主防災組織の防災計画・・・・・・・・	2
(7) 自主防災組織の編成・・・・・・・・	3
(8) 他の組織との協調・・・・・・・・	4

資 料 編

自主防災組織規約（例）・・・・・・・・	5
防災計画（例）・・・・・・・・	10
自主防災台帳（例）・・・・・・・・	15
自治会自主防災組織編成表・・・・・・・・	19

第2 自主防災組織の活動マニュアル

(1) はじめに・・・・・・・・	20
(2) 瑞穂市ではどうなる・・・・・・・・	20
(3) 被害を想定する・・・・・・・・	21
(4) 発生直後の対応・・・何が一番重要？・・・・・・・・	21
(5) 直後の対応のあと、すぐ必要な対応・・・・・・・・	23
(6) その他の平常時の取り組み・・・・・・・・	23
(7) 災害時の活動に関するまとめ・・・・・・・・	25

第1 自主防災組織の育成と強化

大規模な災害が発生した場合、倒壊家屋等の障害による消防署等防災機関の活動の遅れが予想されています。このため、“みんなの地域はみんなで守る”という地域住民のコミュニケーションや連帯意識にもとづく防災活動は不可欠です。

市では、県や防災機関と相互に連携して、地域住民や事業所等の自主防災組織の整備、育成を推進しています。そして、自主防災組織単位、あるいは小学校区単位等で連携して防災訓練等を実施することにより、地域住民が防災に関する正確な知識を持つことができ、災害時の被害を最小限にとどめることができるものと考えています。

よって、地域の自主防災組織の立ち上げを支援するため、このマニュアルを作成するものです。

自主防災組織のたちあげ・・・・・・地域の皆さんが主役

(1) 自主防災組織とは・・・

自主防災組織とは、地域住民が“みんなの地域はみんなで守る”という自覚、連帯感にもとづいて、自主的に結成する組織です。具体的には、単一または複数の自治会、若しくは小学校区を単位として、組織に参加する住民相互の合意＝規約にもとづくことを原則として組織されます。

自主防災組織は、災害発生時に、災害による被害を防止し、また軽減するために実際に活動を行う組織、いわば実働部隊として結成されることが求められるのです。



(2) 組織の活動内容と役割

自主防災組織は、平常時から防災知識の普及、地域の災害危険箇所の把握、要配慮者（障がい者、高齢者、乳幼児等）の把握、防災訓練の実施、防災資機材の点検・整備等を行うとともに、災害時には情報の収集・伝達、出火防止、初期消火、住民の避難誘導、負傷者の救出・救護（人命救助）、給食・給水等の活動等を行うことが期待されます。

(3) 自主防災組織を立ち上げるためには・・・

自主防災組織づくりのためには、何らかのきっかけが必要と言われます。平成7年の阪神・淡路大震災発生以降、全国的にその機運が高まっており、平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震、令和6年の能登半島地震において必要性が認識されています。また現在、南海トラフ巨大地震の発生が予想されており、瑞穂市においても住民の防災への意識・関心も高まっている現状から、その基盤ができていると言えるでしょう。

すでに、多くの自治会が自主防災組織を設立し、防災訓練等を実施しております。一方、自主防災組織を設立できていない自治会も、大半が防災訓練を実施しており自主防災組織と類似した組織・体制ができておりますので、それを生かして防災活

動の内容を充実させることで、自主防災体制を整備することが可能です。また、自治会の中で特に防災活動を行っていない場合は、自治会活動の一環として防災活動を取りあげることにより、自主防災体制の整備を推進することができます。

いずれにしても、その地域の住民が自主的、積極的にその組織に参加し、効果的な活動を行なうことができるよう、地域の実情にあった仕組みを考えることが基本的に求められます。

(4) リーダーの育成

自主防災活動は、住民の自主的な活動であり、それが活発に行なわれるか否かは、リーダーの見識、熱意に負うところが大きいものです。市では、防災士資格取得者や消防団員OB等の専門知識を有する方に協力をお願いし、その知識を活かした、地域に密着した指導により、自治会単位の自主防災組織の活動の充実を目指しています。ほかにも県と岐阜大学が共同で設置した清流の国ぎふ防災・減災センターで実施するぎふ防災リーダー養成講座等の受講者を組織のリーダーに活用することも有効です。

(5) 自主防災組織の「規約」とは・・・

自主防災組織を設置する根拠は、組織に参加する住民相互の合意にあり、相互の合意を明確化（明文化）するのが「規約」です。活動を体系的かつ機能的に行うには、規約を定めておく必要があります。

自主防災組織を自治会の中の一つの組織として「防災部」を設けるような場合には、自治会の規約を改正すれば足りますが、新たに自主防災組織を設ける場合は、規約により必要事項を明確にする必要があります。

規約は、組織の目的、事業内容等を明らかにするとともに、役員の選任及び任務、会議の開催、防災計画の策定、防災訓練の実施等について定めるものです。

(資料編参照)

(6) 自主防災組織の防災計画

防災計画の策定にあたっては、平常時はどのような対策を進め、災害時にはどのような活動をするのかを具体的に盛り込みます。その内容は、地域の実情により異なりますが、一般的には盛り込むべき項目としては次のようなものが考えられます。

① 自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。

組織編成と各班の果たす役割を明確にするもの。

② 防災知識の普及・啓発に関すること。

事業内容、方法、実施時期等を定める。

③ 災害危険の把握に関すること。

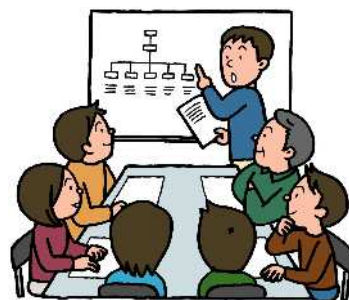
事業内容、方法等を定める。

④ 防災訓練に関すること。

訓練の種別、実施計画、時期及び回数等を定める。

⑤ 情報の収集・伝達に関すること。

情報の収集・伝達及びその方法等について定める。



- ⑥ 避難に関すること。
避難誘導の指示、方法及び避難路、避難場所、避難所の確認。
- ⑦ 出火防止、初期消火に関すること。
出火防止対策、初期消火対策等について定める。
- ⑧ 救出・救護に関すること。
救出・救護活動、医療機関への連絡等を定める。
- ⑨ 給食・給水に関すること。
食料や飲料水の確保、配給、炊き出し等について定める。
- ⑩ 災害時における要配慮者対策に関すること。
平常時、災害時の取り組みについて定める。
- ⑪ 他組織との連携に関すること。
他の自主的な防災活動を行う組織との連携について定める。
- ⑫ 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。
調達計画、保管場所、管理の方法等について定める。



(7) 自主防災組織の編成

自主防災組織が、災害発生時に迅速に、かつ効果的に応急活動を行うためには、一般的には次のようなことが考えられます。

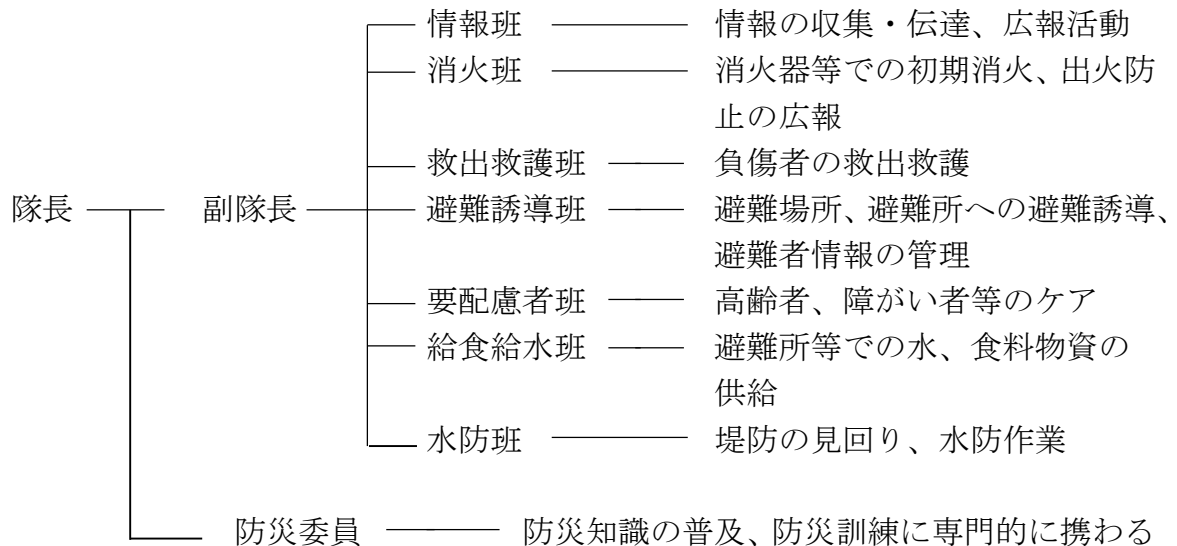
- ① 自主防災組織には、組織をとりまとめる隊長をおき、そのもとに活動班を編成します。そして、班ごとにもリーダー（班長）を定めます。

また、指定避難所を運営する避難所運営協議会の設置を見据えた組織編成をすることで、避難所の開設・運営がスムーズになることが期待されます。

活動班名（例）	活動内容(例)	避難所運営協議会の組織（例）
情報班	情報の収集・伝達、広報活動	情報提供部
消火班	出火防止の広報、消火器・可搬式小型動力ポンプ等による初期消火活動	総務部
救出救護班	負傷者等の救出・救護活動	衛生部
避難誘導班	住民の避難誘導活動 避難者名簿の作成、避難者の状況把握	避難者情報管理部
要配慮者班	高齢者、障がい者等の要配慮者への各種支援	生活支援部
給食給水班	水、食料物資の供給、場合によっては炊き出し等の給食・給水活動	食料・物資部

- ② 世帯数の多い大規模な自治会の場合は、各活動班との連絡調整を行う本部班等を設けるとより効果的です。

組織編成例―図 1



※組織編成の注意点

- ① 市外への通勤者が多い等、昼間と夜間とで在宅者数が異なる場合には、昼夜いずれの場合にも支障のないような人材の配置を考えるか、昼夜別々の組織編成を行うことも考えられます。
- ② 災害の実情に応じ、例えば水害の場合は水防班等を設けて巡視することも有効です。
- ③ 地域内の事業所と協議のうえ、事業所の自衛消防組織や従業員も自主防災組織に参加してもらい、一定の役割をお願いすることが理想です。
- ④ 活動班員が特定の地域だけに片寄らないようにするのも必要です。
- ⑤ 活動班員には女性も採り入れ（半数が望ましい）、かつ幅広い年齢層が参加できる構成にできると有効です。
- ⑥ 活動班員の配置にあたっては、地域内の専門家や経験者（例えば消防経験者は消火班、アマチュア無線資格者は情報班、医師・看護師は救出救護班等）に配置する等、班員の活動に実効性をもたせることが有効です。

（８）他の組織との協調

瑞穂市では、令和６年６月３０日に、瑞穂市防災士会を発足しました。このことを契機に、防災士間の協力体制の確保だけでなく、防災士と自治会が中心となった自主防災組織の取り組みや女性防火クラブ、各事業所、各種団体等、地域防災の担い手が相互に連携できる防災体制の強化を考えています。

また、市では自主防災組織補助事業として防災士資格取得費用の一部を補助しているほか、令和５年度以降は市単独で防災士養成講座を開催しております。

そのほか、市主催の防災リーダー研修会や清流の国ぎふ防災・減災センター主催の防災リーダー養成講座等を開講しています。

防災士資格取得者、講座の受講経験者や災害時のボランティア活動を経験した人が地域内にいる場合は、積極的に協力を依頼しましょう。

資料編

自主防災組織規約（例１）

〇〇〇地区防災コミュニティ推進会規約

（名称）

第１条 この会は、〇〇〇地区防災コミュニティ推進会（以下「本会」という。）と称し、事務局を〇〇〇公民館に置く。

（目的）

第２条 本会は、〇〇〇地区住民一人ひとりが防火・防災意識の向上を図るとともに、高齢者等要配慮者を支援し、共に安心安全の地域づくりを進めることを目的とする。

（構成団体）

第３条 本会は、〇〇〇自治会を母体として、自治会内の諸団体、ボランティア組織及び本会の主旨に賛同する者をもって構成する。

（事業）

第４条 本会は、第２条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （１） 防火・防災意識の普及に関すること。
- （２） 防災資機材の確保・防災拠点の整備に関すること。
- （３） 非常災害発生時の防災本部の運営に関すること。
- （４） 避難所の開設・運営に関すること
- （５） その他本会の目的を達成するために必要な事項

（役員）

第５条 本会に次の役員を置く。

- （１） 会長 1 名
- （２） 副会長 若干名
- （３） 防災委員 若干名
- （４） 班長 若干名
- （５） 監査役 2 名

２ 役員は、会員の互選による。ただし、防災委員は、消防職員・消防団員〇Ｂ等をもってあてるものとし、会長が指名した者とする。

３ 役員の任期は、防災委員は５年、その他の者は１年とする。ただし、再任することができる。

（役員の責務）

第６条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。

２ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。また、各班活動の指揮監督を行う。

３ 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。

４ 班長は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。

５ 監査役は、会の会計を監査する。

（活動班の設置）

第7条 本会は、次に掲げる活動班を組織する。

- (1) 情報班
- (2) 消火班
- (3) 救出救護班
- (4) 避難誘導班
- (5) 要配慮者班
- (6) 給食給水班

2 活動班の業務は、別表に定めるとおりとする。

(会議)

第8条 本会に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
- (3) 事業計画に関する事。
- (4) 予算及び決算に関する事。
- (5) その他、総会が特に必要と認めた事。

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長、防災委員及び班長によって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべき事。
- (2) 総会により委任された事。
- (3) その他幹事会が特に必要と認めた事。

(防災計画)

第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 災害危険の把握に関する事。
- (4) 防災訓練の実施に関する事。
- (5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出・救護、給食・給水、要配慮者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関する事。
- (6) その他必要な事項

(会費)

第 12 条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第 13 条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計監査)

第 14 条 会計監査は、毎年 1 回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、〇〇年〇〇月〇〇日から実施する。

別表（第 7 条関係）

活動班	業 務 内 容
情報班	1 地区の被害情報の収集 2 避難者への連絡・広報 3 避難所運営協議会への情報提供
消火班	1 出火防止の広報 2 地区の初期消火活動
救出救護班	1 負傷者等の救出活動 2 負傷者の救護活動
避難誘導班	1 住民の避難誘導活動 2 避難者名簿の作成・管理
要配慮者班	1 高齢者、障がい者等の災害時の要配慮者への支援
給食給水班	1 給食活動（炊き出し、配給） 2 飲料水、生活用水の配給・確保 3 備蓄品等の配給・管理 4 生活必需品、救援物資の受け入れ

自主防災組織規約（例２）

〇〇〇自治会自主防災隊規約

（名称）

第１条 この組織は、〇〇〇自治会自主防災隊（以下「本隊」という。）と称する。

（目的）

第２条 本隊は、〇〇〇地区住民の一人ひとりが防火・防災意識の向上を図るとともに、高齢者等を支援し、共に安心安全の地域づくりを進めることを目的とする。

（構成団体）

第３条 本隊は、〇〇〇自治会を母体として、自治会内の諸団体、ボランティア組織及び本隊の主旨に賛同する者をもって構成する。

（事業）

第４条 本隊は、第２条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （１） 防火・防災知識の普及・啓発に関すること。
- （２） 防災資機材の確保・防災拠点の整備に関すること。
- （３） 非常災害発生時の防災本部の運営に関すること。
- （４） 防災訓練、防災計画の策定及び実施に関すること。
- （５） 避難所の開設・運営に関すること。
- （６） その他本隊の目的を達成するために必要な事項。

（役員）

第５条 本隊に次の役員を置く。

- （１） 隊長 １名 本隊を代表し、隊を統括する。
- （２） 副隊長 若干名 隊長を補佐し、隊長に事故あるは、その職務を行う。
- （３） 防災委員 若干名 役員会を構成し、重要事項を審議決定し、事業の推進にあたる。
- （４） 会計 １名 本隊の会計事務にあたる。
- （５） 監事 ２名 会計を監査する。

（役員を選出等）

第６条 役員は、隊員の互選により選出することとし、その任期は、〇年とする。

（活動班の設置）

第７条 本隊は、次に掲げる活動班を組織する。

- （１） 情報班
- （２） 消火班
- （３） 救出救護班
- （４） 避難誘導班
- （５） 要配慮者班
- （６） 給食給水班

２ 活動班の業務は、別表に定めるとおりとする。

（会議）

第８条 本隊の運営は、次の会議により決定する。

- (1) 総会 年 1 回定例に開催する。
- (2) 臨時総会 重要事項については、役員会の要請により、隊長が招集する。
- (3) 役員会 第 5 条に規定する役員をもって構成し、必要のつど隊長が招集する。

2 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正及び防災計画の作成・改正に関すること。
- (2) 事業計画に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) その他役員会で特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第 9 条 本隊は、災害の被害防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次のことについて定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) その他必要な事項

(経費)

第 10 条 本隊の運営に要する費用は、役員会の協議による分担金、その他の収入金をもってこれに充てる。

附 則

この規約は、〇年〇月〇日から実施する。

別表（第 7 条関係）

活動班	業 務 内 容
情報班	1 地域の被害情報の収集 2 避難者への連絡・広報 3 避難所運営協議会への情報提供
消火班	1 出火防止の広報 2 地域の初期消火活動
救出救護班	1 負傷者等の救出活動 2 負傷者の救護活動
避難誘導班	1 住民の避難誘導活動 2 避難者名簿の作成・管理
要配慮者班	1 高齢者、障がい者等の災害時の要配慮者への支援
給食給水班	1 給食活動（炊き出し、配給） 2 飲料水、生活用水の配給・確保 3 備蓄品等の配給・管理 4 生活必需品、救援物資の受け入れ

自主防災隊防災計画（例）

〇〇〇自治会自主防災隊防災計画

1. 目 的

この計画は、〇〇〇自治会自主防災隊の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震、風水害その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2. 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災隊の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 災害危険の把握に関すること。
- (4) 防災訓練に関すること。
- (5) 情報の収集伝達に関すること。
- (6) 避難に関すること。
- (7) 出火防止、初期消火に関すること。
- (8) 救出・救護に関すること。
- (9) 給食・給水に関すること。
- (10) 要配慮者対策に関すること。
- (11) 他組織との連携に関すること。
- (12) 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。
- (13) 避難所の開設・運営に関すること

3. 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため次のとおり防災組織を編成する。

【組織編成例—図 1、本文 4 ページ】

4. 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項

普及・啓発事項は、次のとおりとする。

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、火災、水災等についての知識に関すること。
- ③ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- ④ 地震発災後 7 2 時間における活動の重要性に関すること。
- ⑤ 食料等を 7 日分確保することの重要性に関すること。
- ⑥ その他防災に関すること。

(2) 普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発方法は、次のとおりとする。

- ① 広報誌、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
- ② 座談会、講演会、映画会等の開催
- ③ パネル等の展示

(3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

5. 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

(1) 把握事項

把握事項は、次のとおりとする。

- ① 危険地域、区域等
- ② 地域の防災施設、設備
- ③ 地域の災害履歴、災害に関する伝承
- ④ 大規模災害時の消防活動

(2) 把握の方法

災害危険の把握方法は、次のとおりとする。

- ① 瑞穂市地域防災計画
- ② D I G（ディザスターイマジネーションゲーム）の実施

6. 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行いうるようになるために、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

- ① 情報収集・伝達訓練
- ② 消火訓練
- ③ 避難訓練
- ④ 救出・救護訓練
- ⑤ 給食・給水訓練
- ⑥ 避難所開設運営訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 体験イベント型訓練

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。

(5) 図上訓練

実際の災害活動に備えるために地図やシナリオを使って行うものとする。

(6) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(7) 訓練の時期及び回数

- ① 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中並びに防災の日に実施する。
- ② 訓練は、総合訓練にあっては年〇回以上、個別訓練等にあっては随時実施する。

7. 情報の収集・伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 情報の収集・伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット端末、伝令等による。

8. 避難

洪水または地震による火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

瑞穂市長の避難指示等が発令されたとき、又は自主防災組織隊長（以下「隊長」という。）が必要であると認めたとき隊長は、避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、隊長の避難誘導の指示を受けたときは、住民を避難地に誘導する。

(3) 避難所の管理・運営

災害時における避難所管理・運営については、瑞穂市長の要請により協力するものとする。

9. 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月〇日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- ② 可燃性危険物品等の保管状況
- ③ 消火器等消火資機材の整備状況
- ④ その他建物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の消火資機材を配備する。

- ① 可搬式(小型)動力ポンプの防火水そう付近への配備
- ② 消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭への配備

10. 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は救出・救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出救護班員は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めたときは、近隣の医療機関または市等が設置する応急救護所に搬送する。

11. 給食・給水

避難地等における給食・給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食給水班員は、市から配布された食料、地域内の家庭又は米穀類販売業者等から提供を受けた食料等の配分、炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食給水班員は、市から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

12. 要配慮者対策

(1) 自主防災台帳・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため自主防災台帳・マップ等を作成し、行政、民生委員、児童委員、訪問介護員、ボランティア等と連絡を取り合って定期的に更新する。

(2) 要配慮者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

要配慮者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討して計画等を作成し、訓練等を実施し、災害時の実効性、有効性を検証する。

13. 他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図るものとする。

14. 防災資機材等

防災資機材等の備蓄及び管理に関しては、次により行う。

(1) 配備計画

(2) 定期点検

毎年〇月第〇日曜日を全資機材の点検日とする。

15. 避難所開設・運営

(1) 地元公民館での開設等

自主防災隊の班の任務分担により、速やかに避難所開設・運営を行う。役員は最寄りの指定避難所における避難所運営協議会に参加して、情報を交換するとともに避難者へ提供する。

(2) 指定避難所での開設等

指定避難所へ避難をした場合は、指定避難所に設置される避難所運営協議会に参加、協力し、適切な避難所開設・運営に努める。

自主防災台帳(例1)

〇〇自治会自主防災隊

_____ 班 _____ 組

●●自主防災隊長 様

下記の注意事項を確認し以下のとおり登録します。

世帯主氏名 _____ ⑩

No.	氏 名	続柄	生年月日	血液型	連絡先	昼間の居場所 (平日)	緊急時の自主防災隊への協力① 可能○ 不可能×				避難支援の要否 ②	防災上の参考事項、役立つ資格、技能③ 避難支援が必要な理由
							平日	土曜	日曜	夜間		
1		世帯主	T・S H・R . . .									
2			T・S H・R . . .									
3			T・S H・R . . .									
4			T・S H・R . . .									
5			T・S H・R . . .									
6			T・S H・R . . .									

(記入上の注意)

① 緊急時の自主防災隊への協力……小学生以下は除く。平日の特定の曜日のみ協力できる場合は、協力できる曜日をご記入ください。

② 避難支援の要否……地域での避難支援を必要とする方に○印を付してください。

③ 防災上役立つ資格、技能等……

(例) 医師、整体師、保健師、看護師、元消防団員、元消防署員、元警察官、自衛官、救急・水難救助資格者、防災士、アマチュア無線有資格者
(個人情報の取扱い)

④ この名簿は、自治会及び自主防災組織活動以外の目的には使用しません。ただし、防災活動の性質上、災害時の支援活動のため必要と認められる場合は、この名簿の情報を市役所、消防署、警察署、消防団、民生委員、自治会で共有するものとします。

※台帳は自主防災組織ごとで協議して作成し、適正な管理をしましょう。

資料: 自主防災台帳

自主防災台帳 (例1・記入例)

穂北自治会自主防災隊

1 班 組

自主防災隊長 様

差しさわりの無い範囲で
ご記入ください。
公開したくない内容は無
記入でも構いません。

災害時に役立
ちそうな資格等
を記入すると良
いです。

下記の注意事項を確認し以下のとおり登録します。

世帯主氏名 瑞穂次郎

瑞穂

読みやすいように
ふりがなも付けてください。

No.	氏 名	続柄	生年月日	血液型	連絡先	昼間の居場所 (平日)	緊急時の自主防災隊 への協力① 可能○ 不可能×				避難 支援の 要否 ②	防災上の参考事項、役立つ 資格、技能③ 避難支援が必要な理由
							平日	土曜	日曜	夜間		
1	みずほ じろう 瑞穂 次郎	世帯主	T.S H.R 40. 1. 1	A	090-1234-5678	会社	×	○	○	○		元消防団員
2	みずほ こ 瑞穂 イチ子	妻	T.S H.R . . .			自宅・会社	木	○	○	×		看護師
3	みずほ さぶろう 瑞穂 三郎	子	T.S H.R 63. 4. 4	B	080-7654-3210		×	×	○	土日		アマチュア無線
4	みずほ にこ 瑞穂 仁子	子	T.S H.R 5. 6. 6	A		学校 (留学)	×	×	×	×		海外留学中
5	みずほ たろう 瑞穂 太郎	父	T.S H.R 15. 8. 15	O	058-326-1234	自宅					○	車椅子、要介護認定あり
6			T.S H.R . . .									
7			T.S H.R . . .									

(記入上の注意)

① 緊急時の自主防災隊への協力……小学生以下は除く。平日の特定の曜日のみ協力できる場合は、協力できる曜日をご記入ください。

② 避難支援の要否……地域での避難支援を必要とする方に○印を付してください。

③ 防災上役立つ資格、技能等……

(例) 医師、整体師、保健師、看護師、元消防団員、元消防署員、元警察官、自衛官、救急・水難救助資格者、防災士、アマチュア無線有資格者

(個人情報の取扱い)

④ この名簿は、自治会及び自主防災組織活動以外の目的には使用しません。ただし、防災活動の性質上、災害時の支援活動のため必要と認められる場合は、この名簿の情報を市役所、消防署、警察署、消防団、民生委員、自治会で共有するものとします。

自主防災台帳（例2）

●●自主防災隊長 様

班 組

下記の注意事項を確認し以下のとおり登録します。

氏 名※1	続 柄	生年月日※2	血液型	平日昼間居場所	特 記 事 項※3	健康状態※4	連絡先1※5	連絡先2※6
	本人 (世帯主)	T・S・H・R .						
		T・S・H・R .						
		T・S・H・R .						
		T・S・H・R .						
		T・S・H・R .						
		T・S・H・R .						

<記入上の注意>

- 共通 差しさわりの無い範囲でご記入ください。
- ※1 氏名 氏名の上にフリガナをご記入ください。
- ※2 生年月日 T(大正)、S(昭和)、H(平成)、R(令和)のいずれかを○を付してご記入ください。
- ※3 特記事項 災害時に役立ちそうな資格等(医者、看護師、元消防団員(署員)、自衛官、アマチュア無線資格者等)があればご記入ください。
- ※4 健康状態 ご提出時の家族の健康状態や要支援度、要介護度をご記入ください。
- ※5 連絡先1 ご本人の連絡先をご記入下さい。(平日昼間でも繋がる番号)
- ※6 連絡先2 本人への連絡がとれない場合への連絡先(氏名、電話番号)をご記入ください。

<個人情報の取扱い>

この名簿は、自治会及び自主防災組織活動以外の目的には使用しません。ただし、防災活動の性質上、災害時の支援活動のため必要と認められる場合は、この名簿の情報を市役所、消防署、警察署、消防団、民生委員、自治会で共有するものとします。

※台帳は自主防災組織ごとで協議して作成し、適正な管理をしましょう。

自主防災台帳 (例2・記入例)

●●自主防災隊長 様

1 班 組

公開したくない情報は無記入でも構いません。

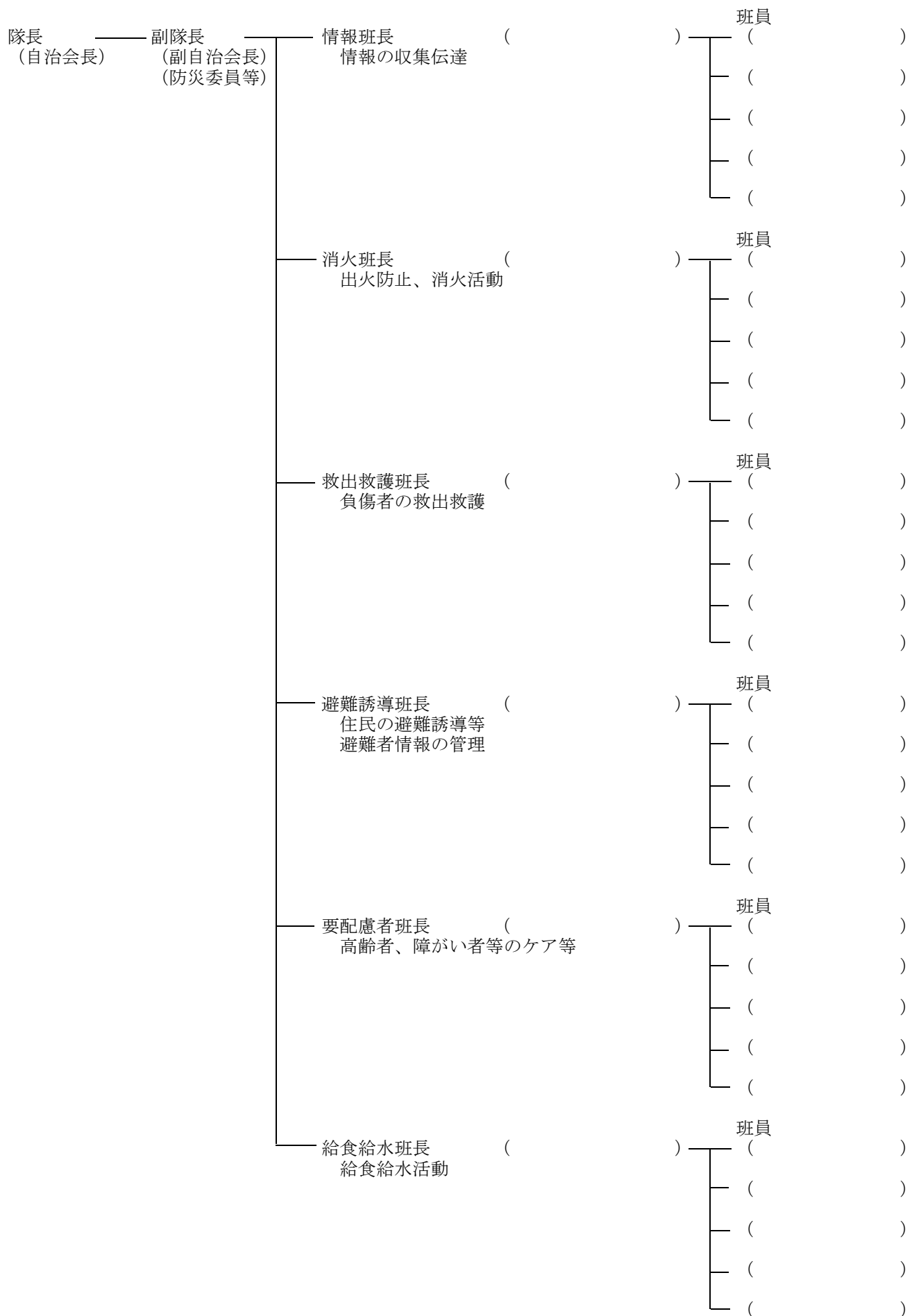
下記の注意事項を確認し以下のとおり登録します。

氏 名	続 柄	生年月日	血液型	平日昼間居場所	特 記 事 項	健 康 状 態	連絡先1	連絡先2
みずほ じろう 瑞穂 次郎	本人 (世帯主)	T・ <u>S</u> ・H・R 40. 1. 1	A	会社	××銀行勤務	良好	会社:058・…… 携帯:090・……	実家:03・……
みずほ いちこ 瑞穂 イチ子	妻	T・ <u>S</u> ・H・R 44. 9. 10		自宅・会社	看護師	良好	会社:058・…… 携帯:090・……	実家:08・……
みずほ さぶろう 瑞穂 三郎	子	T・ <u>S</u> ・H・R 63. 4. 4	B	会社	大型車運転可能 アマチュア無線	良好	携帯:090・……	
みずほ にこ 瑞穂 仁子	子	T・S・H・R .	A	学校	留学中	良好	ホームステイ先 84・……	
みずほ たろう 瑞穂 太郎	父	T・ <u>S</u> ・H・R 15. 8. 15	O	自宅		要介護度3	自宅:058・……	北陸の姉:090・…… 九州の姉:090・……

読みやすいように
ふりがなも付けてください。輸血等で必要になる場合が
あるため、正確に記入してく
ださい。
わからない場合は不明として
ください。差しさわりのない範囲で記入してください。
避難所の運営や家屋倒壊や洪水等での捜索に使用します。
特記事項には災害時に役立ちそうな資格等を記入すると良いです。本人に連絡がとれない
場合に使用します。

※台帳は自主防災組織ごとで協議して作成し、適正な管理をしましょう。

自治会自主防災組織編成表（例）



※ 項目は適宜修正して使用したり、必要な部分のみ使用してください。

第2 自主防災組織活動マニュアル【活動編】

1. はじめに

阪神・淡路大震災では、自力脱出不可能の人約 35,000 人のうち、約 7,900 人が警察・消防・自衛隊に助け出されましたが、その時点で半数以上は亡くなっていました。残る約 27,000 人は近隣住民が救出、生存率は 80%以上でありました。(H16.10.8 毎日新聞より)

このように「自助」「共助」による協力や助け合いは、災害直後の活動には不可欠なものであることを物語っています。

2. 瑞穂市ではどうなる？

瑞穂市では、影響が予想される地震として、南海トラフ巨大地震、養老－桑名－四日市断層帯地震、阿寺断層系地震、跡津川断層地震、高山－大原断層等による地震があげられます。県の調査による予想震度等は以下のとおりです。

震源種別	南海トラフ巨大地震	養老－桑名－四日市断層帯地震	阿寺断層系地震	跡津川断層地震	高山－大原断層帯地震
最大震度	6 弱	6 強	5 強	5 強	5 強
全倒壊数	1, 1 0 0	2, 4 0 0	6 0	1 6 0	1 1 0
死者数	1 0	1 0 0	—	—	—

※「—」は数値がわずかであることを示しています。

※国及び県の被害調査等の変更により、瑞穂市の被害想定が変更になる場合があります。

各震度は、どんなものでしょうか？

震度 5 弱・・・家具の移動や、食器や本が落ちたり、窓ガラスが割れることがある。

震度 5 強・・・タンス等の重い家具や、外では自動販売機が倒れることがある。

自動車の運転は困難。

震度 6 弱・・・立っていることが難しくなる。タイル壁や窓ガラスが壊れドアが開かなくなる。耐震性の低い木造住宅では倒壊するものがある。

震度 6 強・・・立っていられず、這わないと動くことができない。重い家具のほとんどが倒れ、戸がはずれて飛ぶ。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。

震度 7・・・自分の意志で行動できない。大きな地割れ、地すべり、山崩れが発生する。耐震性の高い住宅でも傾いたり、大きく破損することがある。

※震度の大小は、その地盤によって左右されます。瑞穂市のような河川の近くの土地は、土砂が堆積してきたものであり、特徴として揺れが増幅しやすく、また液状化現象も起こりやすい性質があります。また近年では、活断層等が確認されていない「空白地帯」でも地震が発生しており、いつどこで大地震が起きても不思議はありません。

3. 被害を想定する

以下のような被害が予想されます。

平常時の対応

○建物等	耐震性の低い木造住宅では倒壊	→	下敷きによるケガ 火災	①耐震診断
	家具の転倒	→	下敷きによるケガ 火災	②家具の固定等
	道路ぎわブロック塀の倒壊等	→	下敷きによるケガ 緊急自動車が入れない 交通渋滞	③危険（想定） 箇所の点検
○道路や橋	陥没や落下の危険	→	緊急自動車が通れない 交通渋滞、事故	同上
○電気	停止	→	通信機器、パソコン等 の使用制限 病院機能の障害	④非常電源確保
○ガス	都市ガス停止、 プロパンガス転倒等	→	ガス漏れ 火災・爆発	⑤元栓閉め
○水道	停止	→	消火栓から水が出ない 病院機能の障害	⑥水のため置き 自然水利確認
○通信	通信規制、輻輳	→	消防署、市役所等に 連絡が取れない 状況把握困難	⑦代替手段確保 171 の活用 公衆電話

4. 発災直後の対応・・・何が一番重要？

○まずは「自助」

まずは、身の安全の確保です。

机の下等にもぐりこむ、手近な座布団等で頭を保護する。

すばやく火の始末をする、非常脱出口を確保する等。

○「共助」にもとづく地域の助けあい・協力

阪神・淡路大震災では、自力脱出不可能の人約 35,000 人のうち、約 7,900 人が警察・消防・自衛隊に助け出されたが、その時点で半数以上は亡くなっていた。

残る約 27,000 人は近隣住民が救出、生存率は 80%以上であった。

(H16.10.8 毎日新聞より)

○災害直後、地域でどのような対策をしていくか

災害直後の主な対策	平常時の地域の活動・訓練等
1. 迅速な被害状況の把握と情報伝達 地域の被害状況を概況でいいので把握し、できるだけ早く防災機関、市役所等に伝達する。 被害が大きい場合は、概況を迅速に把握して国や県に一刻も早く応援要請をすることが重要。	活動（案） 地域の情報収集及び伝達の体制づくり、訓練
2. 地震後の火災に対する消火活動 阪神・淡路大震災の時の火災発生件数は 285 件。 一時に起きた火災は、消防の力だけで抑えることは不可能。 地震直後の火災を広げないことと隣近所での協力が重要。 水道管破損で消火栓が使えないこともあるため、自然水利を利用することを念頭に。 阪神・淡路大震災では、バケツリレーで延焼を最小限の抑えた地域もあった。	活動（案） ・初期消火の訓練を行う 消火器、その他の器具等を使用する。 自分で手に負えない場合は回りに大声で助けを求める。 ・消防団や消防職員、そのOB等の協力も視野に。 あらかじめ、自然水利や井戸の把握を行う。 ・バケツリレーを用いた消火訓練を行う。
3. 救出活動 人命優先。 時間が経つほど生存率は下がる。	活動（案） ・防災資機材の配備 個人の持っている資機材等のリストアップ 近所の重機を使える事業所等の把握・協力体制 ・地域住民の資材を使った救出訓練、搬送の訓練 ・事業所の重機を使用した救出訓練 ・応急手当の訓練 搬送先のリストアップ（病院や救護所）
4. 要配慮者の避難等 高齢者、障がい者、乳幼児、子ども、妊婦等の要配慮者は、避難に時間が必要なので隣	活動（案） ・（要配慮者から）助けを求める必要性の理解を求

近所の住民や地域の自治会等の協力を得て避難を行う。	める機会の設定 ・要配慮者の把握、自主防災台帳の作成（個人情報の扱いに留意） ・要配慮者の避難支援者の割当てや誘導者の設定等（要配慮者 1 人につき複数人数） ・避難先、避難経路の検討・下見 ・避難先での運営等のマニュアルづくり ・福祉施設との活動締結
---------------------------	---

5. 直後の対応のあと、すぐに必要な対応

直後の対応のあと、すぐに必要な対応	必要な平常時の対応等（地域・個人）
1. 安否確認等	活動（案） ・家族単位での安否確認の方法、連絡手段（後述）。 ・地域で作成する住民リストや地域活動の中での住民把握。
2. 避難、避難先、避難所の運営等	活動（案） ・避難所、避難場所の把握、下見等（実際歩いて持出品や家族等連れて避難してみるのもよい。） ・避難先での運営等マニュアルづくり
3. 飲料水や食料等の確保、炊き出し等	活動（案） ・食料、水、器具等の調達から食料の調理までの訓練（電話や自動車を使わない等想定）
4. 生活資材の確保	活動（案） ・個人や地域で必要なもののリストアップ ・非常持出し品等の整備への取り組み

6. その他の平常時の取り組み

○各家庭での取り組み	○地域での取り組み
1. 倒れない家に住む 昭和 56 年以前の木造住宅は耐震性が弱い ⇒耐震診断をうける、耐震補強をする・・・ 補助制度あり	活動（案） ・耐震化に関する知識や診断・補強等の支援の制度の講習をする
2. 家具の転倒防止	

家具の横で寝ていませんか？ 部屋の模様替えをし、寝室や居るときが多い部屋に家具をできるだけ置かない。 重いものをできるだけ下に収納する。 防止器具を使って固定する。	活動（案） ・固定の方法を学習する講習をする。（対象者、地元有志、民生委員、訪問看護職員等） ・地域のボランティア活動として、高齢者世帯や障がい者家庭の家具固定を行う。（講習修了者を通して希望者を募る）
3. 非常持出品、備蓄品を準備する 非常持出品…避難時に持ち出す最小限の必需品（携帯ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、非常食・水、衣類、救急薬品、貴重品等） ※家族などでいくつかに分けて作る 備蓄品…災害復旧まで最低7日くらいの自活を行うためのもの（非常食、水、生活用品等） ※あとで戻って取り出しやすいところに保管しておく等の工夫をする。	活動（案） ・地域の避難訓練の際に必ず持って参加することとする。 ・各家庭での方法や工夫の発表会をする。
4. 地域の危険（想定）箇所の把握 普段自分や家族等が通るルートや、避難に使用するルート上に、ブロック塀や石垣、自販機（倒壊等が想定されるもの）、看板、エアコンの室外機などの落下が予想されるものがないか、確認する。	活動（案） ・みんなで実際に歩いて確認し、マップ等をつくる。
5. 非常用電源の確保 携帯電話等の自家充電グッズ等を用意する。	活動（案） ・地域で備蓄を行う。 - また、事業をしている方で既にお持ちの方をリストアップしておく。
6. ガスの元栓やボンベの固定 ガスの元栓を閉めることを励行する。 ボンベは転倒したりすると危険。しっかり固定されているか点検する。	活動（案） ・ガスの取り扱いについて周知する。
7. 水道 地震で水道管が破裂すると、水が出なくなり、直後の消火用水や生活用水が不足する。 風呂の水は、入浴後も溜めておき使用する直前に入れ換えて使って確保する。	活動（案） ・地域の消火用水となる自然水利を調査しておく ・風呂水の溜めおきの知恵を周知する。

8. 通信代替手段の確保 災害時には、回線使用数が跳ね上がり、一般電話や携帯電話の使用が制限される場合がある。 このような時は、公衆電話や民間施設を除く指定避難所に設置する特設公衆電話を使用する。(災害時の優先電話となっている。ただし10円硬貨しか使えない場合もある) 被災地から被災地外へは比較的にかかりやすいため、遠くの知人や親戚に連絡して情報の起点となってもらう。(普段から家族で確認しておく) また、災害時には、災害用伝言ダイヤル「171」を利用する。(使い方を普段から学習したり、練習したりする)	活動(案) ・電話の通信制限について周知する。 ・災害伝言ダイヤル「171」の紹介や、実際使用した訓練を行う。(毎月1、15日等は、訓練用に体験利用することができる。)
---	--

7. 災害時の活動に関する認識まとめ

- 災害時には家族、地域、事業所、消防、警察、行政、少し時間が経つとボランティア等の幅広い協力の下での様々な活動。
- 災害時は消防、警察、行政も被災するため、自助、共助の役割が重大。
- 自助、共助に関することや災害時の行動等について、少数の役員だけが知っているのではなく、地域の皆さんが認識していること。
- 日頃の家の耐震化や、家具の転倒防止で活動できる人をたくさん確保。

—M E M O—